

議案第 9 号

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 6 日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年逗子市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（退職手当の不支給）

- 6 平成30年 1 月 1 日に市長及び副市長であった者の在職期間のうち、平成31年 3 月31日までの間における市長及び副市長の退職手当は、第 3 条第 1 項、第 5 項及び第 8 項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

緊急財政対策の取組として、現に在職する市長及び副市長の平成31年 3 月31日までの間における退職手当について不支給とすることに伴い、改正の要あるため提案する。